

【表】

令和 年 月 日

上尾市長 殿

誓 約 書

(届出者)

団体名 \_\_\_\_\_

団体所在地 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

代表者住所 \_\_\_\_\_

当団体は、子ども居場所づくり応援事業補助金交付要綱に基づき、申請書類一式を届け出るにあたり、届け出る内容の一切について事実と相違ないこと、同要綱に掲げる内容を満たしているほか関係法令等を遵守していることを誓約します。

誓約書は直筆で記入をお願いします

子どもの居場所づくり応援事業補助金交付要綱（抜粋）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、子どもの居場所の設置及び運営を行う団体であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 団体の構成員が概ね3人以上であること。
- (2) 団体としての定款又は会則を備えていること。
- (3) 子どもの居場所を利用することができる者が市内に住所を有する子ども及びその保護者（以下この条において「利用対象者」という。）であること。
- (4) 子どもの居場所を利用対象者が利用する場合において、食事の提供、食品の配布及び物品の提供に係る利用料が無料又は当該食事、食品及び物品に係る調達費に相当する額を超えない額であること。
- (5) 子ども食堂における食事の提供にあつては、埼玉県鴻巣保健所に開設している旨を届け出ていること。
- (6) 子どもの居場所を利用することができる日において、常駐の責任者を配置していること。

## 【裏】

- (7) 子どもの居場所の設備、周囲の環境、利用時間等に配慮するとともに、利用者及び従業員の事故発生時の補償、賠償等のため保険に加入していること。
- (8) 子どもの居場所を利用することができる日をあらかじめ計画し、年間（子どもの居場所を年度の中途において設置した場合にあっては、当該子どもの居場所を設置した月の翌月1日から当該設置した月の属する年度の末日までの間）を通して、次のアからウまでに掲げる支援の区分に応じ当該アからウに定める月数につき平均1日以上、子どもの居場所を利用することができること。
- (ア) 子ども食堂における食事の提供 1月
- (イ) フードパントリーにおける食品の配布 2月
- (ウ) 衣類、文房具、生理用品その他子どもの生活に必要な物品の提供 3月
- 上記の（ア）、（イ）に掲げる支援にあっては、これらの支援を行う前に、子どもの居場所の利用者の食物アレルギーの有無を確認することができる体制を整備していること。
- (9) 1年以上継続して子どもの居場所を運営する意思及び能力を有すると認められること。

(中間省略)

3 第1項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付を受けることができない。

- (1) 子どもの居場所を運営する団体並びに代表者及び従業員が子どもの居場所を運営する事業において、営利活動、宗教活動若しくは政治活動又は公序良俗に反した行為を行っているとき。
- (2) 補助金の交付の申請を行う時点において子どもの居場所を運営する団体又はその代表者が市税を滞納しているとき。

(中間省略)

第7条 市長は、補助金の交付を決定する場合には、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 支援が必要な子どもを把握し、必要に応じて関係行政機関等につなげることができるよう努めること。
- (2) 子どもの居場所を利用することができる日において、1日につき5人以上の食事の提供、食品の配布又は物品の提供ができるように努めること。
- (3) 子どもの居場所の利用者に対する子どもの学習面における支援、レクリエーション活動、相談の場の提供等により、子どもが安心かつ健全に過ごせる環境を確保するよう努めること。
- (4) 市から活動状況の報告及び確認を求められた場合には、協力するよう努めること。